

サミー株式会社への特許侵害訴訟提訴の件

平成 17 年 12 月 27 日

アルゼ株式会社

総合企画室

当社は、本日、当社が保有する第 3069092 号特許(発明名称:「遊技機」、出願日:平成 9 年 12 月 5 日、登録日:平成 12 年 5 月 19 日)、及び、第 3708056 号特許(発明名称:「遊技機」、出願日:平成 12 年 4 月 26 日、登録日:平成 17 年 8 月 12 日)に基づき、サミー株式会社に対し、同社が平成 15 年 11 月以降に製造し販売したパチスロ機「北斗の拳」の実施料相当額の損害賠償等を求める特許侵害訴訟を東京地方裁判所に申し立てました。

上記第 3069092 号特許は、内部抽選によって決定された当選役を、遊技の進行に伴って音とリールバックライトランプや液晶映像で遊技者に段階的に報知する発明です。又、第 3708056 号特許は、遊技者が遊技をしない際にボリューム音量を低下させることを内容とするものです。

当社は、現在のパチスロ機の商業的成功を支えた「前段判定」や「フラグ持越し」というパチスロ機にはなくてはならない画期的機能を開発し発明しました。「技術のアルゼ」を企業精神としており、技術開発力と独創性を重んじ、妥協の無い構想と発想を持って開発に取り組んでおり、これまでに出願中を含む多くの遊技機関連特許を保有しております。

当社は、当社保有の知的財産については、今後、許諾申出のあった企業には、適正な条件でライセンス供与を実施してまいります。しかし、申出を行わず、当社保有の知的財産の存在を認知しない企業につきましては、司法判断を仰ぐことも含め、権利の正当な保護を今後も継続的に求めていく考えです。

訴額につきましては、上述のパチスロ機の販売台数に販売額の 5% を乗じた金額により訴額 210 億円を算出致しました。

尚、平成 11 年以降に提訴した「チャレンジタイム特許」による訴訟、及び、「フラグ持越し特許」による訴訟においては本年特許庁の無効の審決が確定した事により、残念ながら敗訴となりました。

東京地方裁判所では、特許が侵害されたことにより損害賠償額 74 億円という金額が認定されましたが、一方で、特許庁で行った手続の不備、及び、特許そのものに進歩性が無いという理由で特許自体が無効であると判断されたものです。

当社は、この結果については到底承服出来るものではなく、その後、これらの手続不備の問題や特許性(進歩性)の問題について、弁護士をはじめ多くの学識経験者から意見並びに論文を頂きました。

近年、改正された特許の無効審判手続きは、誰でも、いつでも、いくつでも出せるように改正された結果、特許という正当な権利を持たない企業に有利に働く制度となっております。当社としては、我が国が唱える、知財立国の一翼を担える企業となり得る為の活動の一環として、今後も開発力の強化を押し進め、知的財産の正当性を主張し、その正当性が認められる様、適宜迅速に対応してゆく考えです。

以上